

◎新潟県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年7月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町五十島字杉ノ平910番1から 同郡同町五十島字上野377番1まで	新	(A) 3.5～25.1メートル	377.9メートル
		(B) 11.0～30.4メートル	452.8メートル
	旧	3.5～25.1メートル	377.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。